

函館市聴聞手続規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 1 2 号

函館市聴聞手続規則の一部を改正する規則

函館市聴聞手続規則（平成 6 年函館市規則第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

観 光 企 画 課 長

」 を

「

観 光 総 務 課 長

」 に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。